

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【49】

2. 日時：令和3年1月21日 17時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（9階B会議室）

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、田中安全審査専門職、小西審査チーム員、鈴木審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

担当者10名※

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、経理的基礎について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

<経理的基礎>

- 電力料収入計画において、SA施設等設置工事費用1,740億円及び特重施設設置工事費用610億円がどのように費用展開されているか説明すること。
- 受電会社資金協力入金額の内訳（基本料金の前払い及び債務保証を付した取引銀行からの借入金）について説明すること。
- 受電会社からの資金支援の前提である「十分な説明及び情報の提示」の位置付けについて説明すること。
- 受電会社との債務保証契約書及び銀行との借入契約書を可能な範囲で添付すること。

6. その他

提出資料：なし

以上